

参考

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの

③地方税法施行令第 49 条ただし書きによる、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①	一時損金算入（※1、※4）	申告対象外			
②	3年一括償却（※2、※4）	申告対象外			
③	リース資産（ファイナンス）	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例（※3、※4）		申告対象		
⑤	個別減価償却（※5）	申告対象			

（※1）法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

（※2）法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

（※3）中小企業特例を適用できるのは、平成 18 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。ただし、取得価額が 10 万円未満のものまたは一括償却資産の損金算入制度の適用を受けるものについては、この特例の適用はありません。

（※4）上記①・②・④の償却方法について、令和 4 年 4 月 1 日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

（※5）個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第 138 条）。